

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年6月24日

川越市長 森田 初恵

川越市条例第25号

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正する
条例

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例（令和6年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、」の次に「教育総務部教育総務課及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。